

おや？その植物 **持ち込み禁止かも!?**



輸入検査を受けずに植物類を持ち込んだ場合には、
3年以下の拘禁刑又は300万円※
以下の罰金が科せられます。

※法人が違反した場合**5000万円**以下の**罰金**が科せられます。

農林水産省 植物防疫所



植物防疫所Webサイト